

平成 25、26 年度 科学研究費助成事業・学術研究助成基金
挑戦的萌芽研究（課題番号 25560028）研究成果報告書

騒音トラブル防止のための 近隣騒音訴訟および騒音事件の事例分析

—裁判資料調査に基づく代表的 13 件の詳細事例集—

平成 27 年 3 月

八戸工業大学・大学院教授

橋 本 典 久

はじめに

騒音問題といえ、これまでは公害騒音が中心であったが、科学技術の発展により公害問題としての騒音は十分に制御が可能となつてゐる。しかし、技術だけではなく人間心理が大きく関わる近隣騒音問題では、地域コミュニティーの崩壊や人間関係の希薄化など現代社会の諸様相により、問題の深刻化と発生件数の増加が急速に進んでゐる。近隣騒音問題の特徴の一つは、トラブルの果てに殺人事件や傷害事件までが発生することであり、事件に至らない場合でも訴訟などを通して激しい争いが展開される。公害騒音問題では、これまで殺傷事件は一度も発生してゐないが、近隣騒音トラブルでは、毎年千件以上（推定値）の事件が発生してゐる。現代社会での騒音トラブルは、単なる隣人間の軋轢に留まらず、騒音訴訟や殺傷事件にまで発展し、市民生活の破壊、人生の喪失をもたらす重大な社会問題なのである。

このような近隣騒音問題の防止抑制対策を検討するには、実際に発生した騒音トラブルの詳細な情報が必要である。公害騒音の場合には音量や音源の物理的情報があれば対応は可能であるが、近隣騒音では人間関係や人間心理が大きな要素となるため、それに関わる当事者の初期対応の状況や交渉経緯を明らかにし、当事者の心理状態を含めて、それが結果にどのように影響したかを究明することが重要である。すなわち、公害騒音では騒音対策が必要であるが、近隣騒音では騒音対策に加え煩音対策（煩音は脚注参照）が求められる。これら近隣騒音トラブルの発生防止、増加抑制のための基本的な検討資料として、裁判資料は大変有効な情報源となる。訴訟および事件の詳細は、裁判の過程における訴状

や準備書面、証拠書類、証人尋問記録、判決書きなどを通して明らかにされるため、所管の裁判所や地方検察庁でこれら裁判資料の閲覧を行えば、その内容を把握することができる。一つの訴訟に関して判決までに膨大な量の裁判資料が蓄積されており、そこには判決書きからだけでは知りえない当事者間の詳細なやり取り、心情、苦悩や悩みまでが記録されている。これらの情報は、近隣騒音トラブルの対策立案資料、特に煩音対策の客観的な基礎資料となるため、これを有効に活用すれば解決策の在り方を実証的に検討することも可能となる。

このような主旨から騒音訴訟および騒音事件の詳細調査を行い、その結果を事案毎に整理したものが本書であり、騒音トラブルの社会的な防止策、解決策の在り方を検討し、条例や社会制度などによる方策を立案するための資料として出版し、広く社会に提供するものである。本書の内容は、法令関係の出版物に見られるような単なる判決文の掲載ではなく、裁判所や検察庁に直接出向いて裁判資料の全体を閲覧し、時には当事者にインタビュー調査などを行つてとりまとめたものであり、事件・事案の全体像が詳細に記述されている。なお、ここでは参考までに判例も掲載しているが、本書は判例研究のための資料ではないことを敢えて明記しておく。

なお、これらの調査や研究の実施費用は、文部科学省科学研究費補助金（基金）、「近隣騒音訴訟等の裁判資料収集によるトラブル防止策の社会的な手法構築に関する研究（挑戦的萌芽研究、課題番号25560028）」（研究代表者、橋本典久）によるものであることを付記する。また、調査や研究にご協力頂いた関係各位

には心より謝意を表します。

脚注 『煩音（ハンオン）』：「心理的に不快な音。騒音とは異なり、音量はそれほど大きくなくても、聞く人の心理状態や人間関係などの要因によって煩わしく感じられる音。隣人同士の争いの原因となることが多い（大辞泉より）」。（当用語は著者による造語であり、煩音問題では騒音対策とは異なった対応が必要となる）

八戸工業大学・大学院建築工学専攻

教授・工博 橋本典久

本書の内容について

本書は2部構成とし、第1部は、調査した13例の騒音訴訟、騒音事件の、発生から結末に至る詳細を事例毎に掲載したものである。これらの資料としたのが裁判関係の保存記録である。判決書はもとより、訴状、反論書、公判回数分の準備書面、証拠書類、証人尋問発言記録などであり、その厚みは、多い場合には積み上げると30cm×40cm近くになることもある膨大なものである。この中にトラブルの全容が含まれているが、これらの資料は、当事者（代理人含）以外はコピーがとれず、閲覧者はメモが許されるだけである。そのため、内容の記録にも多大な時間が必要となるが、このような作業によって得られた資料を基に各事案の詳細経緯が記述されている。

また、各事案については、基本的に現地調査による状況確認を行っている。現場の状況を把握しないと、正確な記述が困難であるためである。更に、一部の事例では、当事者に直接話を聞いて、より詳細な状況を確認した資料も含まれている。この場合、原告、被告で話の内容が異なることが多々見られるが、これらについては予断を入れずにできる限り両方の意見をそのまま反映させることとしている。

第1部の想定される利用内容として、自治体の担当者や自治会・理事会等の役員など紛争処理に係わると想定される人々への対処方法に関する参考資料、近隣騒音トラブル防止のための自治体等の啓発パンフレットでの事例紹介や様々な社会啓蒙の材料、騒音紛争関連の条例等を策定する場合の訴訟判決の判断基準等の参

照、調停訓練やロールプレイ計画時の参照事例、トラブル防止のための社会システム構築の際の事例検討資料など、様々なことが考えられる。

なお、人権および個人情報保護の観点から、事例集内での県および市町村名は匿名とし、当事者の名前、職業、肩書き等、および施設名などは架空のものとしている。性別、年齢（訴訟および事件発生当時年齢）は現実どおりとし、訴訟や事件の経過はできるだけ現実に忠実に表現、記述している。したがって、訴訟および事件ともノンフィクションであると考えてよい。

第2部は、騒音トラブル事例の分析編である。収集した事例を発生要因毎に類型化し、トラブルの初期対応やエスカレートの原因等の分析から、トラブル発生の原因分析や当事者相互の対応の良否などを、心理学的分析や社会システムの面から検証し、その結果をまとめたものである。これらの検証結果をもとに、騒音トラブル防止のための条例等の制定や、社会的解決システムの構築の必要性を検討し、今後の社会的方策の具体的内容と方向性を提示したものである。

なお、本書の内容は全て自由に引用、コピーをして構わず、著者および出版元の許諾も必要ない。自由な利用を前提、目的に作成されたものであるので、近隣騒音問題解決のために大いに利用して頂きたい。なお、判決文についても、著作権法第十三条にあるように、著作権は存在しないことを付記しておく。

(参考) 裁判資料の閲覧について

参考までに、裁判資料の閲覧方法に関する内容を以下に紹介しておく。

裁判資料の扱いは民事と刑事で大きく異なる。民事訴訟の裁判資料は、担当した裁判所に保管されている。保管期間は判決後5年であり、それ以後は原則廃棄されるため、その期間内に資料を閲覧する必要がある。閲覧には、手数料として150円分の収入印紙、認印（閲覧請求書への押印用）、身分証明書（通常は免許証）が必要である。閲覧請求書には、事件番号、原告と被告の氏名、当事者との関係、閲覧目的、資料範囲などを書く欄があるが、事件番号さえ分かっていたら、原告、被告名は不明としておけば特に問題ない。当事者との関係は第三者とし、目的は学術研究の為などとし、資料範囲は全部と記入すればよい。通常の裁判所では、「記録係」に向いて閲覧することになるが、資料等が他の場所に保管されていることもあるので（東京地方裁判所など）、電話で確認し、訪問日時を告げておく方が確実である。

刑事事件の場合は、確定判決後の資料は担当した検察庁に保管されている。民事の場合は原則公開であるが、刑事事件の場合は、閲覧の許可は検察庁の判断によるため、事前に連絡して許可を得ておく必要がある。また、死刑判決のような重大事件の場合を除き、調書などの資料は判決確定後すぐに廃棄されてしまうことが多い。実際には閲覧できるのは判決書だけになる場合が多い。そのため、公正ではあるものの、内容は裁判官のフィルターが若干加味されたものとなり、民事の場合のように当事者の詳細なやり取りをそのまま辿ることは困難な場合が多い。また、民事の場合は、裁判記録は全てそのまま閲覧することができるた

め、当事者の名前や住所などの個人情報も開示されているが、刑事事件の場合には、殆どの場合、個人情報に関する部分は黒塗りとされる。これらの理由から、刑事事件の場合には、本報告での内容もやや簡単なものにならざるを得ない。

訴訟以外に、騒音の差し止め請求などの保全事件があるが、これは非公開であり記録の閲覧はできない。ただし、保全事件がその後本訴になれば閲覧は可能となる。また、決定書の内容が他の訴訟の資料として使われることもあり、このような場合にはその内容を知ることができる。

騒音訴訟、騒音事件リスト (目次に代えて)

本書で収録したトラブル事案数は、騒音に関する民事訴訟(騒音訴訟)が8件、騒音を原因とした殺傷事件などの刑事裁判(騒音事件)が3件、および、騒音には直接関係はないが、近隣関係に関して重要と考えられる近隣トラブル事例2件の計13件である。

騒音訴訟に関する各事案については、基本的に下記に示す枠内の4項目で構成されている。これらの項目のうち、本書の目的に照らして最も重要なものは、2番目の「トラブル発生から訴訟(事件)までの経緯詳細」と4番目の「トラブル防止・解決のための事案分析および解説」の項目であり、これらを事例研究の材料として利用して頂きたい。第2項の詳細経緯では、出来る限り客観的な記述でトラブルの全容を明らかにすることに配慮している。これを基に、第4項で分析および解説を行っているが、これはあくまで筆者なりの一つの解釈を示したものであり、本書を利用される読者の方は、第2項の詳細経緯を資料として、読者自身が事例分析を試みて頂く事が重要であり、それが本書の本来の目的であるとも言える。

判決文も掲載しているが、判決文の文章は読みづらく、慣れていないと苦痛でもある。トラブルの全容は第2項の経緯詳細で分かるように記述されているので、判決文はあくまで参考資料と考えてもらってよい。

騒音事件に関しては3項目の判決文は付いておらず、また、民事訴訟の途中で和解が成立した事案についても、当然であるが判決文はない。近隣トラブル事例の2例に関しても、騒音訴訟、騒

音事件と同様の内容である。

△各事案の内容構成▽

1. 事案の概要・特徴
2. トラブル発生から訴訟(事件)までの経緯詳細
3. 訴訟の判決文(公開分のみ)
4. トラブル防止・解決のための事案分析および解説

なお、4項目の「トラブル防止解決のための事案分析および解説」の内容が、以下の事案リストの△分析キーワードとして示されているので利用時の参考にして頂きたい。

第1部 トラブル事例

騒音訴訟編

■ 騒音訴訟記録No. 1

「私立高校エアコン騒音訴訟」 pp9-41

高校敷地境界付近に新たに設置されたエアコン室外機の騒音に對して近隣住民から苦情があり、室外機撤去と損害賠償請求の訴訟を提起された事例。

△分析キーワード▽ ①地域社会における学校の存在、②誠意ある初期対応の重要性、③当事者双方に被害者意識の矛盾、④トラブルのニーズに応じた対応、⑤騒音対策と煩音対策、⑥役に立たなかった3つの事項、⑦(参考)騒音規制法と環境条例

■ 騒音訴訟記録 No. 2

「子ども活動センター騒音訴訟」 pp42-64

子どもが野外活動をする目的で利用されてきたプレイパークからの子ども達の騒音がうるさいと、近隣住民が騒音の防止と損害賠償請求の訴訟を提起した事案

△分析キーワード▽ ①子どもの声に対するトラブル、②初期対応における想像力、③誠意ある対応の反動、④クレーマー扱い、⑤孤独感と騒音トラブル、⑥和解決着の問題点

■ 騒音訴訟記録 No. 3

「市民公園・子どもの遊び声差し止め請求」 pp65-73

市民公園内にある噴水で遊ぶ子ども達の声やスケートボード場の騒音がうるさいとして、騒音の差し止め請求が行われた事例。

△分析キーワード▽ ①2つの事案に共通の内容、②子どもの声は騒音か

■ 騒音訴訟記録 No. 4

「スポーツセンター騒音訴訟」 pp74-95

フットサル場として使われている民間スポーツセンターからの騒音がうるさいとして、近隣住民7名が防音対策の要求と損害賠償請求の訴訟を提起した事例。

△分析キーワード▽ ①地域社会での人間関係の希薄化、②判決を分けたもの

■ 騒音訴訟記録 No. 5

「銭湯ボイラー騒音訴訟」 pp96-109

自治体が運営委託している銭湯のボイラーからの騒音がうるさいとして、近隣住民が損害賠償請求訴訟を提起した事例。

△分析キーワード▽ ①判決文と実態の乖離

■ 騒音訴訟記録 No. 6

「マンション・子どもの足音騒音訴訟」 pp110-122

マンションの上階に住む家族からの子どもの走り回りや飛び跳ねなどの足音騒音がうるさいとして、下階の夫婦が騒音の防止と損害賠償請求の訴訟を提起した事例。

△分析キーワード▽ ①床衝撃音トラブルの典型的事例、②集合住宅における子どものしつけ、③床構造と床衝撃音性能、④これまでの床衝撃音判決の推移

■ 騒音訴訟記録 No. 7

「マンション・上階音苦情に対する損害賠償訴訟」

pp123-139

マンションで下の階の住人からの執拗な騒音苦情により、精神的な苦痛を受け身体的な障害を生じたとして、損害賠償請求の訴訟を提起した事例。

△分析キーワード▽ ①和解による決着について、②当事者供述の工学的検証、③悪意の苦情者への対処

■ 騒音訴訟記録 No. 8

「マンション・上下階居住者間騒音トラブル訴訟」

pp140-155

マンションの上階からの子どもの足音が受忍限度を超えている

として、下階の夫婦が騒音の差し止めと損害賠償請求の訴訟を提起し、居住者間で激しい争いになった事例。
△分析キーワード▽ ①判決内容解説、②争いの中での当事者の嘘、③集合住宅での騒音問題

騒音事件編

■ 騒音事件記録 No. 1

「県営団地・上階音殺人未遂事件」 pp156―165

5階建て県営団地に居住する母親と子ども4人の家族が、下階の居住者から苦情を言われて争いとなり、女性が下階住人の男性を刺した殺人未遂事件。

△分析キーワード▽ ①騒音事件の発生条件、②床衝撃音問題に関する社会啓蒙、③同種事案の予防効果

■ 騒音事件記録 No. 2

「木造アパート・隣人3人刺殺事件」 pp166―173

古い木造アパートに暮らす男性が、隣の住人の扉を閉める音や生活音がうるさいとして、隣人夫婦を刺殺し、駆けつけたアパートの大家も刺殺した殺人事件。

△分析キーワード▽ ①騒音事件発生条件からの分析

■ 騒音事件記録 No. 3

「近隣騒音トラブル母子殺傷事件」 pp174―179

小さい戸建て住宅が並ぶ住宅地で、隣家の子どもの声や生活音

がうるさいとして、隣家の主婦を刺殺し、子ども二人にも重傷を負わせた殺人および殺人未遂事件。
△分析キーワード▽ ①ピアノ殺人事件との類似点と相違点、②騒音事件件数の推移

騒音以外の近隣トラブル編

■ 近隣トラブル記録 No. 1

「タウンハウス・猫餌やり禁止訴訟」 pp180―209

タウンハウス住人が、庭で生まれた野良猫の子猫に餌やりを始めたことをきっかけに猫が集まり、その糞や毛、鳴き声で被害を受けたとして、他の住民が猫への餌やり禁止と損害賠償請求の訴訟を提起した事例。

△分析キーワード▽ ①猫餌やりの同種事例、②訴訟の背景にあるもの

■ 近隣トラブル記録 No. 2

「隣人トラブル・猟銃殺傷事件」 pp210―222

戸建て住宅で暮らす隣人同士が争いとなり、隣家の男性が女性に嫌がらせを繰り返して、20年近くのトラブルの果てに男性が女性を猟銃で射殺した事件。

△分析キーワード▽ ①近隣トラブル解決システムの必要性

第2部 トラブル事例の分析 p p 2 2 3 | 2 3 4

1. 近隣騒音訴訟の年代的推移

2. トラブル事案の要因分析

2. 1 近隣騒音トラブルの発生およびエスカレート要因

2. 2 各事案でのトラブル要因の評価

(参考資料) トラブルの心理段階と解決法

3. 近隣トラブル解決センターの必要性